

## 福岡看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 判定

2022（令和4）年度大学評価の結果、福岡看護大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2023（令和5）年4月1日から2030（令和12）年3月31日までとする。

### II 総評

福岡看護大学は、「生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性と倫理観の涵養を図るとともに、看護学に関する専門の学術を教授研究し、関連分野と協調・協働する力を備え、社会において看護専門職として活躍するとともに、看護学の発展に寄与する人材を育成する」を理念に掲げ、「看護学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な看護専門職を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに、看護学の進展に寄与することを使命とする」ことを目的として定めている。また、建学の精神及び大学の目的を達成するため中長期計画として「福岡学園第三次中期構想」を策定し、教育、研究の充実に向けて取り組んでいる。

内部質保証については、内部質保証方針である「内部質保証の方針、体制及び手続」に沿って、「自己点検・評価委員会」を内部質保証推進組織として、年度事業計画に基づく1年周期の点検・評価と、本協会の大学基準に基づく2年周期の点検・評価によりPDCAサイクルを回すとしている。しかしながら、「自己点検・評価委員会」「FD・自己点検・評価推進委員会」や各種委員会における点検・評価に係る審議内容、審議結果に基づく改善指示、各組織の改善・向上の取り組みに至る経緯等が議事録等に残されておらず、特に、「FD・自己点検・評価推進委員会」が行ったファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動への点検・評価の実施状況やプロセスも議事録等に残されていないことから、内部質保証のプロセスが不明瞭である。そのうえ、教授会も内部質保証に責任を負うとしており、「自己点検・評価委員会」と教授会の内部質保証に係る権限や役割分担が不明確であるため、各種会議体が内部質保証において果たす役割等を明らかにし、第三者が検証可能なかたちで内部質保証システムを運用するよう、改善が求められる。

教育については、学部と研究科ごとに学位授与方針を定め、口腔を起点として、全身の健康を支援する看護実践能力の向上を目指した教育課程を系統的に編成している。学習成果の測定・評価は、学部においては、卒業時アンケートやポートフォリオ、複数

の外部アセスメントテストを活用し授業改善に取り組んでいる。研究科においては、定期試験や、ルーブリック評価、研究中間発表等を通じて学習成果を測定しているが、これらの測定方法と学習成果の連関が不明瞭であるため、改善が求められる。

「社会連携・社会貢献の方針」において、継続的な地域貢献活動の実施を掲げ、地方自治体、地域の組織等と連携した住民健診や研修等の支援、学生のボランティア活動等、教育研究成果を社会に還元していることは特色といえる。さらに、学生の能力に応じた補習教育・補完教育、学習支援として、入学前教育やチューター面接を実施するなど、個別性を重視した学生支援の充実化を目指して取り組んでいる。

一方で、改善すべき課題も見受けられる。教育課程の編成・実施方針に、看護学研究科修士課程では教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、これらについては、改善が求められる。

今後は、内部質保証システムの体制と機能、各役割を検証し、内部質保証に係るプロセスの可視化を行い、上記の問題点を改善するとともに、福岡看護大学の特色ある取り組みを伸長させることで更なる発展を期待する。

### Ⅲ 概評及び提言

#### 1 理念・目的

##### <概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神及び目的を「教育基本法及び学校教育法に基づき、看護学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な看護専門職を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに、看護学の進展に寄与することを使命とする」としている。また、教育理念は、「生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性と倫理観の涵養を図るとともに、看護学に関する専門の学術を教授研究し、関連分野と協調・協働する力を備え、社会において看護専門職として活躍するとともに、看護学の発展に寄与する人材を育成する」となっている。

建学の精神及び目的を踏まえ、看護学部の教育研究上の目的として「豊かな人間性と倫理観の涵養を図り、看護分野の知識・技術・態度を教授研究し、他職種と協調・協働しながら個別性に応じた最適な生活（well-being）を目指した看護実践能力の育成及び口腔を起点とした全身の健康支援が可能な看護実践能力を備えた看護専門職を育成する」としている。また、目的の中に4つの特色として、「その人らしい最適な生活（well-being）を支える看護専門職の育成」を中心に、「他職種と協調・協働できる実践能力」「高齢者の住み慣れた地域での生活を支援できる実践能力」「口腔から全身への健康支援ができる実践能力」を掲げていることは特徴

である。

大学院の目的として、「福岡看護大学大学院は、看護学に関する学術の理論・応用を専門的に教授研究し、高度な専門職業人を育成することを通して、人々の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする」ことを定めている。また、看護学研究科の教育研究上の目的を「医療看護に関する幅広い知識を理解し、看護学に関する専門的な知識と実際にそれらを応用する能力及び看護研究に関する基礎的な知識と方法を身に付けて、看護実践に関する事象を学術的に研究し、その成果を看護実践・看護教育に活かすことのできる指導者的な役割を果たす人材を養成する」としている。学部・研究科の目的は、それぞれ大学、大学院の理念・目的と連関している。

以上のことから、大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定していると判断できる。

**② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。**

大学及び看護学部の目的は「福岡看護大学学則」（以下「学則」という。）に定めている。

大学院の目的及び研究科の教育研究上の目的は、「福岡看護大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に規定している。

これらの学則をそれぞれ学部と研究科のホームページに掲載し、教職員、学生、社会に対して公表している。さらに、学生に対しては入学時や学年ごとのオリエンテーションで、教職員に対しては新任教員オリエンテーションやスタッフ会議、「FD研修会」等で周知している。また、公開講座等の機会を活用し、参加者に大学の目的等を説明するなど、社会一般への周知にも努めている。そのほか、教育理念についてもホームページで公表している。

**③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

法人において、2017（平成29）年度から2022（令和4）年度を期間とした「福岡学園第三次中期構想」（以下「第三次中期構想」という。）を策定しており、この構想の中に、同一法人に設置している福岡歯科大学、福岡医療短期大学の計画や具体的な目標についても盛り込んでいる。「第三次中期構想」では、具体的な目標として教育、研究、学生の支援、社会との連携・貢献、組織運営、財務・施設に関する目標を掲げている。例えば、教育の目標として、「医療・看護ニーズに対応できる高度な専門的知識と技術を修得し、看護学の発展および人々の健康と福祉に貢献できる看護専門職の育成を目指す」「実習施設との連携強化と実習指導体制およ

びリスク管理体制を整備し、実習の質向上を図る」等の3点を挙げている。この「第三次中期構想」をもとに、毎年度、事業計画及び達成目標を策定している。

なお、「第三次中期構想」は2022（令和4）年度までを期間としていることから、「経営企画委員会」が中心となって「第四次中期構想」の策定を行っている。

以上のことから、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していると判断できる。

## 2 内部質保証

### <概評>

#### ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

開学の2017（平成29）年度から2020（令和2）年度までの内部質保証の取り組みは、「自己点検・評価委員会」を中心に行ってきた。その後、開学後4年間の経験を踏まえ、完成年度である2021（令和3）年度から同年度に理事会で承認された「内部質保証の方針、体制及び手続」に沿って、内部質保証の推進の責任主体を「自己点検・評価委員会」とした新しい内部質保証システムをスタートさせた。「福岡看護大学 内部質保証の方針、体制及び手続」では、内部質保証の方針を「教育研究水準の向上を図り、福岡看護大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育支援・教学IR室、教授会、研究科委員会と連携を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進する」と明示している。

手続についても同方針に定めている。具体的には、2021（令和3）年度より、内部質保証の取り組みとして、事業計画の進捗状況をもとにした毎年度の点検・評価及び本協会の大学基準に基づいた隔年ごとの点検・評価の2種類を行うこととしている。内部質保証に責任を負う「自己点検・評価委員会」は、教育成果の可視化に関する業務を担う「教育支援・教学IR室」と連携し、「FD・自己点検・評価推進委員会」等に対して、事業計画の達成状況等を踏まえた自己点検・評価を指示する。「FD・自己点検・評価推進委員会」は、「自己点検・評価委員会」の指示に基づき、各担当委員会等と連携して点検・評価結果を報告書としてまとめ、「自己点検・評価委員会」に提出する。それを受け、「自己点検・評価委員会」は、全学的な観点から審議し、必要があれば、委員長（大学長）から「FD・自己点検・評価推進委員会」、各委員会、事務局等に改善の指示を出し、その報告を求めるとしている。

内部質保証のための全学的な方針及び手続については、ホームページに公表するとともに、2021（令和3）年度に開催した、「内部質保証が大学の未来を創る」をテーマに掲げた「FD・SD研修会」において、学内において説明・周知を行っている。

以上より、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示し、学内で共有していると判断できる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進に責任を負う組織は、「自己点検・評価委員会」である。委員長は大学長が担い、副学長、研究科長、学部長、学生部長、情報図書館長、部門長、事務局長等を構成員としている。「自己点検・評価委員会」には委員長が必要とする者として、「教育支援・教学IR室」担当教員も加わっている。「自己点検・評価委員会」の役割として、点検・評価及び内部質保証の基本方針並びに基本事項の策定、本協会の大学基準に準拠して行う隔年ごとの自己点検・評価報告書である「現状と課題」並びに「改善報告書」の作成及び公表に関すること等について審議することを「福岡看護大学自己点検・評価委員会規則」に明示している。同規則には、委員長（大学長）の権限についても、委員会の点検・評価の結果に基づき、改善が必要と思われる事項について、担当委員会、担当事務課等に改善を促し、その報告を求めることを規定している。「自己点検・評価委員会」は、「教育支援・教学IR室」、教授会、研究科委員会と連携して内部質保証を推進するとしているが、教授会も「自己点検・評価委員会」が審議した「現状と課題」等の審議を行い最終的に決議する役割を持ち、内部質保証について責任を負っている。また、教授会の審議事項の一つ「大学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び大学長の求めに応じ、意見を述べるができる」として、教授会の議長は大学長としているが、上述のとおり「自己点検・評価委員会」の委員長も大学長である。以上のことから、内部質保証にかかる体制として、「自己点検・評価委員会」と教授会の権限・役割が不明確であるため、改善が求められる。

「自己点検・評価委員会」の下部組織として、「FD・自己点検・評価推進委員会」を設け、大学長が学部及び研究科の教員若干名を指名し、その中から大学長が委員長を指名して構成している。当該委員会は、各担当委員会等と連携し、本協会の大学基準に基づいた点検・評価の結果をまとめた報告書である「現状と課題」及び「改善報告書」（案）並びに中期構想に基づいた事業計画、推進状況の報告（案）等を作成し、「自己点検・評価委員会」に報告することを役割としている。

以上より、内部質保証の体制については、「自己点検・評価委員会」を頂点とし、その下部組織として「FD・自己点検・評価推進委員会」、各担当委員会等を位置づけ、それぞれの役割を定めている。しかし、一部の組織において、権限・役割・位置づけが不明確な部分があるため、改善が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

教育の理念及び養成する人材像に基づき、看護学部では、卒業認定・学位授与方

針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成方針・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。また、看護学研究科においても3つの方針を定めており、全学的な整合性を図っている。

2017（平成29）年度から2020（令和2）年度までの内部質保証の取り組みは「自己点検・評価委員会」を中心に行ってきた。その仕組みは、「第三次中期構想」に基づいて作成した事業計画及び達成目標を各種委員会において毎年点検・評価し、その内容を「自己点検・評価委員会」の委員長が点検・評価して、「委員会活動実績報告書」にとりまとめるというものである。また、完成年度にあたっては、これまでの活動をとりまとめた「福岡看護大学現状と課題—開学から完成年度を迎えて—2017年度～2020年度」も作成している。このシステムで挙げられた課題は、「自己点検・評価委員会」の委員長である大学長のリーダーシップに基づき、業務改善を指示することで進めてきたとしている。具体的な改善事例として、シラバス第三者チェックの実施を挙げているが、改善点の発見から改善のための取り組みに係る経緯が議事録等からは不明瞭である。

2021（令和3）年度以降の新しい内部質保証システムにおいては、毎年度の事業計画に基づくPDCAサイクルで既に点検・評価が完了しており、その結果をもとに「令和3年度事業報告書」を作成している。ただし、「FD・自己点検・評価推進委員会」は、上述のとおり各種委員会の点検・評価結果をとりまとめ、事業計画の推進状況の報告（案）等を作成する役割を担うとしているものの、そのとりまとめの経緯や審議内容は議事録等に残されていない。さらに、「FD・自己点検・評価推進委員会」は各種委員会の点検・評価結果のとりまとめのほか、FD活動の企画・推進を担っていることから、委員会自身が行ったFD活動についても点検・評価を行うことになっているものの、その実施状況やプロセスも議事録等に残されていない。

点検・評価に基づく改善事例の一つとして、2022（令和4）年度に開始している新カリキュラムの教育に合わせてシラバス様式を改訂し、シラバスチェック表も併せて改訂している。しかし、これらの改善事例についても、点検・評価結果を踏まえて全学的な観点から審議を行う「自己点検・評価委員会」による審議結果に基づく改善指示、各組織の改善・向上の取り組みに至る経緯等が議事録等に残されておらず、不明瞭である。

教育プログラムの点検・評価に関しては、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、学生の学習成果を把握・評価する方法等を明確化した。同時に、2021（令和3）年度に「教育支援・教学IR室」を設置し、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保する根拠となる客観的データの収集と分析を「自己点検・評価委員会」と連携して進めている。大学としては、「教育支援・教学IR室」

と連携しながら、特に入学者選抜方法別の入学者の成績を追跡した学習成果の分析とそれに基づく入学者選抜方法の検討を実施している。

自己点検・評価活動の結果は、その客観性を高めるため、学外有識者を含む理事会に報告・審議する仕組みを整え、外部評価者の意見を取り入れており、実際に「福岡県看護協会」の会長と学習成果等に係る意見交換を実施している。

行政機関からの指摘事項への対応については、2017（平成 29）年度の設置計画履行状況等調査において、当該大学を設置した際の留意事項として、設置の趣旨・目的等が生かされるよう、設置計画を確実に履行することといった指摘を受けているほか、シラバスの作成及び授業内容に関する指摘も受けている。改善に取り組んだ結果、設置計画履行状況等調査において再度の指摘は受けていない。

以上より、「自己点検・評価委員会」を内部質保証推進組織として、1年周期あるいは2年周期で点検・評価を行い、改善・向上に取り組んでいるとしている。しかしながら、「自己点検・評価委員会」「FD・自己点検・評価推進委員会」や点検・評価を担う各種委員会における自己点検・評価に係る審議内容、審議結果に基づく改善指示、各組織の改善・向上の取り組みに至る経緯等が議事録等に残されておらず、内部質保証に係るプロセスが不明瞭であるため、改善が求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動については、専任教員数や施設等に係る教育研究上の基礎的な情報、授業科目や授業の方法、卒業又は修了の認定に当たっての基準等の修学上の情報、アセスメント・ポリシーや学位論文等審査基準等の各種方針等をホームページ上に公表している。

自己点検・評価の結果については、開学直後の2017（平成 29）年度から2020（令和 2）年度分までを公表している。そのほか、年度ごとに各委員会の活動を概略した「委員会活動実績報告書」や、開学からの4年間を総括した「現状と課題」をホームページに掲載している。

財務状況については、ホームページにて、2017（平成 29）年度から2021（令和 3）年度までの予算及び決算、事業計画及び事業報告に加え、2022（令和 4）年度の予算及び事業計画を公表している。

そのほか、法人の役員名簿・報酬、外部資金獲得状況、競争的資金の取り扱い、教学・IR情報、国際交流・社会貢献等の概要等もホームページに掲載している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、

その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証は、2017（平成29）年度の開学以降、「自己点検・評価委員会」を中心に、事業計画の達成状況についての点検・評価を1年周期で行う形で進めてきたが、2021（令和3）年度より、上記に加え、本協会の大学基準を用いて、2年周期の点検・評価を併用する新体制に移行している。これは、同一法人が運営する「福岡歯科大学」の点検・評価システムを取り入れたものであり、点検・評価の結果を踏まえ変更されたものではない。

今後、新たな内部質保証システムについては、「自己点検・評価委員会」及び教授会等で、その適切性について点検・評価を行い、改善・向上を図るとしており、その実施を期待する。

#### <提言>

##### 改善課題

- 1) 「自己点検・評価委員会」を内部質保証推進組織として点検・評価を行い、改善・向上に取り組んでいるとしているものの、「自己点検・評価委員会」「FD・自己点検・評価推進委員会」や各種委員会における点検・評価に係る審議内容、審議結果に基づく改善指示、各組織の改善・向上の取り組みに至る経緯等が議事録等に残されておらず、特に、「FD・自己点検・評価推進委員会」が行ったFD活動への点検・評価の実施状況やプロセスも議事録等に残されていないことから、内部質保証のプロセスが不明瞭である。そのうえ、教授会も内部質保証に責任を負うとしていることから、「自己点検・評価委員会」と教授会の内部質保証に係る権限や役割分担、各種会議体が内部質保証において果たす役割等を明らかにし、第三者が検証可能なかたちで内部質保証システムを運用するよう、改善が求められる。

### 3 教育研究組織

#### <概評>

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

2017（平成29）年度の開設時に看護学部看護学科を、2021（令和3）年度に看護学研究科修士課程を設置しており、建学の精神や目的等に基づいた学部・研究科の構成となっている。

その他の組織として、「看護大学情報図書館」と「教育支援・教学IR室」があり、これらの組織はいずれも教育研究及び学習支援にとって重要な機能を果たしている。さらに、附置組織として、同一法人の福岡歯科大学及び福岡医療短期大学との共同組織である「地域連携センター」と「口腔医学研究センター」を設けてい



る。

上記のとおり、学部・研究科、附置組織の設置は、大学の理念等に照らして適切であるといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2017（平成29）年度から2020（令和2）年度までは「自己点検・評価委員会」が中心となり、事業計画及び達成目標に基づいて毎年度点検・評価をしていた。その内容を「自己点検・評価委員会」の委員長が点検・評価して、「委員会活動実績報告書」にとりまとめている。また、2021（令和3）年度にとりまとめた「福岡看護大学《現状と課題》—開学から完成年度を迎えて—2017年度～2020年度」において、抽出した問題点を改善するための活動内容をまとめている。

2021（令和3）年度からの内部質保証システムにおいては、「自己点検・評価委員会」において、事業計画に基づく毎年度の点検・評価及び本協会の大学基準に基づく隔年の点検・評価を行っているとしている。

こうした定期的な点検・評価に基づき、教育研究組織の再編等については、学園常任役員会や「福岡看護大学運営会議」、教授会において審議している。その結果として、教育・学生支援に関わる各種委員会を改編し、これを2021（令和3）年度より運用している。また、同じく2021（令和3）年度に、教育方針の明確化や教育の質の保証を担保するため「教育支援・教学IR室」を設置した。今後は、このような点検・評価、改善・向上に係るプロセスや経緯等を明確にすることが望まれる。

#### 4 教育課程・学習成果

##### <概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学部、研究科ともに、卒業・修了までに身につける知識・能力・態度等を示した学位授与方針を明文化し、公表している。

学部の学位授与方針として7つの項目を定めており、例えば「生命の尊厳を重んじる高い倫理観を基盤に対象者を理解し、援助的人間関係を構築できる」「多様な価値観を持つ対象者の健康問題に、創造的思考力を活用して柔軟な対応ができる」等がその内容である。

研究科の学位授与方針は4つの項目からなっており、「口腔を起点として全身の健康を支援する看護実践の質的転換を図る能力を身に付けている」「看護活動に関する最新の知見や動向に関する理解と看護活動における俯瞰的なものの見方や実践的な応用能力を身に付けている」等を掲げている。

これらの方針は、「Campus Manual」や大学案内、学生募集要項、大学院学生便覧、

大学院パンフレット、シラバス、ホームページで、学生や教職員に公表しているばかりでなく、オープンキャンパスや進学相談において受験生に対して周知している。

以上のことから学部、研究科ともに学位授与方針を適切に定め、公表していると判断できる。

**② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。**

学部と研究科ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。

学部については、「基礎分野」、医療関連職種として必要な知識を修得する「専門基礎分野」、看護専門職として必要な基礎的実践能力を修得する「専門分野」の3つの科目区分により教育課程を編成すること、また、それらの分野の科目を講義・演習・実習を通じて行うことを明記している。

研究科の教育課程の編成・実施方針には、より高度な看護実践能力と看護教育能力を養うために、「看護基盤科目」「看護統合科目」「看護領域科目」「看護研究科目」を配置すること、また、それぞれにおいて修得すべき内容を示している。ただし、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。

これらの方針は、「Campus Manual」、大学案内、学生募集要項、ホームページ等で周知・公表している。

**③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

学部の教育課程を系統的に組み立てており、学年が上がるごとに、より高度な実践能力を養うカリキュラムとなっている。学部の授業科目は「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」「統合分野」に分けられ、「基礎分野」を1年次で履修した後、専門性の高い「専門基礎分野」「専門分野」「統合分野」の科目を順次履修するように編成している。入学前教育として予備校講師による講義あるいは外部業者が提供するプログラムを実施している。今後は、入学予定者全員に対して、大学の学びやカリキュラムの特色の理解を深めるためのプログラムについて創出・実施を検討する予定である。初学者教育として自主的に学ぶ態度と方法、具体的にはレポートの書き方、論文の要約・考察、プレゼンテーションの方法等、大学での学修に必要な学修方法を身につける科目を開設し、さらに、医療従事者に必須である倫理教育や、実習委員会が主催する「実習オリエンテーション」等も行っている。

また、学部の目的の一つである「口腔から全身への健康支援ができる実践能力」を涵養するため、2年次後期に「口腔健康科学論」を、4年次前期に「口腔機能援助論」を開講し、多職種連携で実施している。「口腔健康科学論」では、歯科医師が口腔の解剖、口腔疾患の治療に関する説明を行い、歯科衛生士の指導下で口腔ケ

ア及び食事介助の方法等に関する演習を行っている。「口腔機能援助論」では、歯科医師が口腔と全身の関連性を説明し、口腔ケア技術について演習している。これらの授業・演習を通じて、学生に対して、口腔疾患・機能の予防が全身疾患・介護予防（フレイル）につながることを、多職種連携の重要性の理解を促している。

研究科では履修の順次性に配慮した体系的な編成を考慮して、「看護基盤科目」「看護統合科目」「看護領域科目」「看護研究科目」を設けている。「看護基盤科目」は、看護実践の基盤となる健康支援や看護援助、適切な人間関係や信頼関係の形成に必要な実践能力の修得を目的とした科目であり、「健康支援特論」と「対人関係特論」を必修科目として配当している。「看護統合科目」では、大学の教育の特徴と看護教育について深く学ぶため、「口腔医療看護特論」及び「看護教育特論」を必修科目としている。また、人間の生命や人権を尊重した倫理観、実践現場における看護管理等、看護活動に関する専門的な知識を高めるための科目も配置している。「看護領域科目」では、様々な健康状態や場所で看護を必要とする人々に対し、質の高い看護ケアを創設する能力を高めるための科目を置いている。「看護研究科目」では、専門的な知識と技術の向上等を図り、看護職者として必要となる研究活動に関する知識と能力を高めるための科目を配当している。それぞれにおける科目の配置と単位の設定は妥当である。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、順次性を配慮のうえ、体系的に適切に編成していると判断できる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学部では1年間に履修登録できる単位数の上限を48単位と定めており、単位の実質化を図るための措置を適切に講じている。シラバスは「FD・自己点検・評価推進委員会」が内容の不備や不足をチェックする体制を整えている。また、科目担当者が所属する各分野長が、授業がシラバスどおりに実施されたかのチェックを行っている。ただし、シラバスに明示している準備学習の時間について、学生が実施するには現実的ではない記載が認められるため、改善が望まれる。

科目によって、1学年の定員を小班に分けて授業を実施しており、1授業あたりの学生数に配慮している。

実習については、学生用の実習要項に加えて、教員と実習指導者が活用する実習指導要項を作成している。また、学生の学習の質を保証するために、「実習指導計画連携書」を作成し、各学生の到達度を評価しながら、教員と実習指導者で指導計画の協議や情報共有を行っている。この「実習指導計画連携書」は、指導者間、教員間の情報共有及び指導計画協議資料としても活用している。実習の企画・運営にあたっては、「福岡看護大学実習委員会規則」に則り、実習委員会が担当している。

教育の特徴のひとつである、臨床の看護師が模擬患者に扮して、臨場感ある看護場面の患者役を演じる「模擬実習型シミュレーション」を1年次の基礎看護学実習、2年次の看護過程実習、3年次の精神看護学実習等で実施している。これらの授業を通じて、看護師の役割を学び、失敗経験も踏まえて課題を抽出し、本番の臨地実習で活用する取り組みを行っている。1、2年次の「模擬実習型シミュレーション」で得た学びについて、受講した学生が記述したレポートや評価アンケートを分析した結果、このシミュレーションは、臨地実習の予習として効果的であることが明らかになっている。

研究科では研究指導計画を明示しており、それに基づいて研究指導體制、特別研究に関するタイムスケジュール、学位論文の審査方法、学位論文発表会、修了要件等を大学院学生便覧やシラバスに記載し、入学時の説明会で学生に周知している。

新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、履修科目の一部を当該年度と次年度に分けて履修できることにしたことや、履修計画を柔軟に運用することを承認したことは評価できる。また、前年度の授業が不合格になり、次年度の時間割で当該科目と別の科目の時間割が重複した場合でも、授業動画の活用等により、前年度で不合格となった授業を1科目に限り履修できる仕組みを導入するなど、学習環境の充実を図っている。なお、この取り組みは試行運用の段階のため、制度化した際には、遠隔授業を実施することや遠隔授業にて修得する単位数の上限について規程や学則等に定めることが望まれる。

#### ⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

学部、研究科とも、成績評価、単位認定要件、卒業要件等を学則及び大学院学則に規定している。

具体的な成績評価の方法、割合、基準は、各授業科目のシラバスに記載し、初回の授業で学生に周知している。単位認定のための試験は、学期末又は学年末に実施するが履修する授業科目、実習、演習等の出席時間数が、当該科目の授業時間数において定めている時間に満たない場合、試験を受けることはできないとしている。試験の成績は、「秀、優、良、可、不可」の評語をもって表し、「可」以上を合格とし、「不可」を不合格としている。

各学年の成績及び単位認定については、各学期末に学務委員会（2021（令和3）年度からは教務委員会）で審議したのち教授会にて諮るほか、成績公示ののちに一定期間の不服申立期間を設けるなどにより、成績評価の客観性及び厳格性を担保している。

進級判定は2年次から3年次の間で行っている。この段階で進級判定することにより、1年次の授業科目で単位の修得ができなかった場合でも、2年次で修得を目指すようにして、学習意欲の低下及び中途退学を防止している。

既修得単位認定についても、学部、研究科において学則等に適切に定めている。

研究科では学位論文審査基準に加えて、学位審査及び修了認定の客観性と厳格性を確保するために、「学位規程施行規則」に学位審査評価項目を設定し、公表している。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、学生の学習成果を測定・評価する測定方法等を明確化している。

看護学部では、学位授与方針に示した学習成果について、卒業時アンケートやポートフォリオを用いて測定しているほか、複数の外部アセスメントテストを活用している。

研究科では 2022（令和 4）年度時点で修了生を輩出していないが、定期試験、ルーブリック評価、欠席率、研究計画書、研究中間発表、口頭試問等を通じて学習成果を測定している。ただし、これらの測定方法と学位授与方針に示した学習成果の連関が不明瞭であるため、改善が求められる。修了生を輩出する 2023（令和 5）年度以降は、学習成果の到達度に関する修了生の自己評価、指導教員による評価等を通じて学習成果の可視化を図る予定としている。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2017（平成 29）年度から 2020（令和 2）年度までは、「第三次中期構想」に基づいて作成した事業計画及び達成目標を各種委員会において毎年点検・評価し、その内容を自己点検・評価委員長が点検・評価して、「委員会活動実績報告書」にとりまとめている。また、この点検・評価結果を、2021（令和 3）年度に「福岡看護大学《現状と課題》—開学から完成年度を迎えて—2017 年度～2020 年度」としてとりまとめ、抽出した問題点を改善するための活動内容をまとめている。

2021（令和 3）年度以降は、「自己点検・評価委員会」を中心に、事業計画に基づく毎年度の点検・評価及び本協会の大学基準に基づく隔年の点検・評価を実施するとしている。改善事例として、シラバス様式やシラバスチェック表の改訂のほか、学部では授業評価アンケート・ポートフォリオ・実習指導者アンケート、研究科では授業アンケートを実施し、「FD・自己点検・評価推進委員会」においてその結果を分析のうえ、分析結果を教員へ共有して、次年度に向けた授業改善を行っている。今後は、このような点検・評価、改善・向上に係るプロセスや経緯等を明確にすることが望まれる。

- ⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。(学士課程(専門職大学及び専門職学科)／大学院の専門職学位課程)

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 教育課程の編成・実施方針に、看護学研究科修士課程では教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
- 2) 研究科では、定期試験、ルーブリック評価、研究計画書、研究中間発表、口頭試問等を通じて学習成果を測定しているが、これらの測定方法と学位授与方針に示した学習成果の連関が不明瞭であるため、学位授与方針に示した学習成果を把握・評価するよう、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針として、学部では「看護学の修得に必要な基礎学力のある人」をはじめとする求める学生像を5項目にわたり定めている。また、研究科では「看護学分野、口腔医療に対する興味と関心並びに学習意欲を有している」をはじめとする求める学生像4項目を設定している。これらは学位授与方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえて設定されたものであると判断できる。

学生の受け入れ方針は、ホームページや学生募集要項、大学院学生募集要項、パンフレットにおいて公表しており、オープンキャンパスや各種進学説明会等の機会においても説明している。

以上のことから、学生の受け入れ方針を適切に定め、公表していると判断できる。

- ② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学部の入学者選抜方法は、大別して4つの方法を設定している。「学校推薦型選抜(指定校推薦・公募推薦)」は、指定校による推薦と公募に基づく推薦に基づいて実施している。「社会人選抜」は3年以上の社会人経験のある者を対象とするものである。一般選抜は、2月に実施する「一般選抜A日程」と、3月に実施する「一般選抜B日程」をそれぞれ実施している。大学入学共通テストを利用した選抜は、一般選抜A日程と同日に合格発表を行う「大学入学共通テスト利用選抜I期」と、

一般選抜B日程と同日に合格発表を行う「大学入学共通テスト利用選抜II期」に分けている。各入学者選抜における選考方法は多様だが、いずれの選抜においても基礎学力や表現力等を問う機会を組み込んでおり、学生の受け入れ方針を踏まえたものになっている。

こうした入学者選抜方法については、授業料及び奨学金等の情報とあわせて学生募集要項やホームページ、パンフレットにおいて公表しており、オープンキャンパスや各種進学説明会等の機会において周知している。また、大学独自の特待生制度や高等教育の修学支援新制度についても、ホームページや案内パンフレットにおいて情報提供を行っている。

入学試験における合理的配慮として、学生募集要項に配慮が必要な場合は各入学試験の出願開始2週間前までに申し出るように明記し、申し出があった場合、配慮ができるようにしている。また、各入学試験前に教職員を対象に「入学試験監督に関する説明会」を開催し、合理的配慮について説明している。

学部の入試関連業務は、「入学者選抜規則」と「入学試験実施委員会細則」に基づき、大学長を委員長とする「入学試験委員会」及び大学長の任命による教職員からなる「入学試験実施委員会」によって実施している。「入学試験委員会」は入学試験の企画や選抜方法とその改善の検討等を行っている。この各委員の責任のもとに試験問題の確認と採点等を行い、合否判定については「入学試験委員会」と教授会による検討を経て大学長が決定することにより、入学者選抜の公正性の確保に努めている。

研究科では、9月に実施する前期試験と、1月に実施する後期試験を設定している。それぞれの試験において、一般入試と社会人入試を実施している。一般入試では英語と小論文、書類審査を含む面接試験を課している。社会人入試では、看護職として3年以上の勤務の実績のあることを出願資格とし、英語読解を含む小論文、書類審査を含む面接試験により選考を行っている。

こうした入学者選抜方法については、教育課程や長期履修制度等の情報とあわせて学生募集要項やホームページ、パンフレットにおいて情報提供がなされている。また、志願者が出願に先立って研究指導教員に相談できるように、研究指導教員の研究テーマ及び連絡先を公開している。

研究科の入試関連業務は、看護学部と同様、「入学者選抜規則」と「入学試験実施委員会細則」「大学院研究科専門委員会細則」に基づき、「研究科運営委員会」によって実施している。研究科運営委員会は試験問題の確認やその公正性の検討等を行い、合否判定については「研究科運営委員会」と「研究科委員会」による検討を経て大学長が決定することにより、入学者選抜の公正性の確保に努めている。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部の入学定員に対する入学者数比率については、開学した2017（平成29）年度は若干高かったものの、2021（令和3）年度は適切な範囲に収まってきており、過去5年間の平均の値も適切である。収容定員に対する在籍学生数比率についても、開学時の入学者比率の高さの影響を受けたものの、その後は適切な範囲に収まっており、適切に定員を管理していると判断できる。

2021（令和3）年度に開学した看護学研究科では、入学定員に対する入学者比率は適切であり、初年度入試において適切に定員を管理していると判断できる。

以上のことから、定員の設定と在籍学生数の管理について適正に行われていると判断できる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2017（平成29）年度から2020（令和2）年度までは、「第三次中期構想」に基づいて作成した事業計画及び達成目標を各種委員会において毎年点検・評価し、その内容を自己点検・評価委員長が点検・評価して、「委員会活動実績報告書」にとりまとめている。また、2021（令和3）年度に「福岡看護大学《現状と課題》—開学から完成年度を迎えて—2017年度～2020年度」をとりまとめ、それまで抽出した問題点を改善するための活動内容をまとめている。

2021（令和3）年度以降は、「自己点検・評価委員会」を中心に、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価している。また、本協会の大学基準に基づき、隔年に自己点検・評価を行い、その後の改善状況をとりまとめることとしている。

看護学部では「入学試験委員会」が点検・評価を行っている。点検・評価の際には、「教育支援・教学IR室」の入試選抜実施に係る調査分析結果を用い、改善・向上を図っている。そのうえで、検討結果を教授会に提案し検討した後、理事会の承認を得て学生募集要項等に反映させている。具体的な改善事例として、優秀な学生確保に向け、2022（令和4）年度入学試験より学校推薦型選抜及び一般選抜の募集人数の調整を行っている。

また、看護学研究科でも同様に「研究科運営委員会」において、学生の受け入れ方針から入学試験までの点検・評価を行っている。そのうえで、検討結果を研究科委員会に提案し検討した後、理事会の承認を得て学生募集要項等に反映させている。今後は、このような点検・評価、改善・向上に係るプロセスや経緯等を明確にすることが望まれる。



## 6 教員・教員組織

### <概評>

#### ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学が求める教員像は、「福岡看護大学 求める教員像及び教員組織の編制方針」に「優れた人格と見識を有し、かつ健康で、また、優れた教育研究指導上の能力と教育研究業績及び豊富な臨床経験を有し、教育及び研究に対して熱心に取り組む者」等と定めている。

教員組織の編制については、大学全体として「教員組織の編成及び人事の立案並びに教育研究活動については学長が統括し「適切に」配置若しくは実施する旨を記している。今後は、学部・研究科ごとに教員組織の編制に関する方針を策定することが望まれる。

以上より、大学の求める教員像と教員組織編制に関する方針について、学内における各種研修の場や学内掲示板、ホームページ等を用いて適切に共有していると判断できる。

#### ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員数等は大学及び大学院設置基準を満たしている。教員の配置については、「基礎・基礎看護」「健康支援看護」「地域・在宅看護」の3部門それぞれに部門長を置き、さらに各分野に教授を責任者として配置し、円滑な教育活動が行える体制を作っている。また、歯科医師を採用することにより、大学の特色のひとつである「口腔から全身の健康支援」という目標に向けた教育研究活動に取り組んでいる。

授業科目に対する専任教員の割り当てについては、新カリキュラムの検討作業と併行して担当時間数のバランスについて検討し、「新カリキュラム文科省申請業務担当者会議」等の場において全学的な調整を行っている。

なお、教員組織における部門については2021（令和3）年度より、精神看護学分野を教授数と科目の特性を踏まえて編制を改め、従来の「健康支援」部門から「地域・在宅看護」部門へとその所属を変更させている。また研究科では、学部と同様に3部門を設定し、各部門に一定数の教員を配置している。

以上のことから、教員組織編制に関する方針に基づき、教員組織を適切に編制していると判断できる。

#### ③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集・採用・昇任については、「福岡看護大学教員選考規程」に基づいて実施している。募集は原則公募として、採用・昇任にあたっては、そのプロセス、選考資料、各職位に求める資格等を規程に定めている。具体的には、例えば採用については、大学完成年度に至る以前は、教授会を経て「大学設置・学校法人審議会による教員資格審査（ＡＣ教員審査）」を受審し、採用を行っている。完成年度以後は、「看護大学運営会議」と教授会において「福岡看護大学教員選考規程」に基づき「福岡看護大学教育研究業績審査委員会」を設置し、「福岡看護大学教員選考に関する資格細則」に拠って応募者の教育研究業績等について審査し、そのうえで最終教員候補者について教授会で意見を聞き、大学長が採用を決定している。複数の候補者がいた場合、業績等を詳細に検討した後、教授会の意見を聞き最終教員候補者を選考している。

看護学研究科の教員については、看護学部と兼務のため、看護学研究科のみでの募集は行っておらず、該当する教授又は准教授の募集をする際に看護学研究科を担当することを含めて選考を行っている。これに基づき「大学設置・学校法人審議会による教員資格審査（ＡＣ教員審査）」に基づき採用を決定している。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

④ **ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

ＦＤ活動については、2017（平成29）年度から2020（令和2）年度までは「ＦＤ委員会」、2021（令和3）年度からは「ＦＤ・自己点検・評価推進委員会」が中心となり、各年とも3回以上のＦＤ研修会を開催している。研修会の内容は、教育に関わる研修（看護学教育コアカリキュラムや大学独自の教育内容、授業展開と教材についての研修、大学院教育のための研修）や研究に関わる研修（看護研究や研究倫理、科学研究費補助金の申請書についての研修）、教育研究環境に関わる研修（ハラスメントや学位授与方針等についての研修）と、多様な内容で積極的に実施している。また、こうしたＦＤ研修会については日程設定を工夫するとともに、積極的な告知や録画等の措置を講ずることにより、高い参加率を維持していることは評価できる。

教員の業績評価については、「福岡学園人事考課マニュアル（福岡看護大学教員用）」に基づき、教員各自が提出する報告書等により行っている。各教員は年2回、研究と教育、社会活動等を報告書及び面談等の機会を通じて報告し、これを分野と部門の長及び大学長が評価し、その評価結果を部門長による面談を通じて各教員にフィードバックしている。また、教授は大学長及び理事長と面談を行っている。

以上のことから、ＦＤ活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると判断できる。

- ⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2017（平成29）年度から2020（令和2）年度までは、毎年度、中期構想に基づく年度事業計画の達成状況について、学務委員会が自己点検・評価を行い、その内容を「自己点検・評価委員会」の委員長が「委員会活動実績報告書」にとりまとめている。また、2021（令和3）年度に「福岡看護大学《現状と課題》—開学から完成年度を迎えて—2017年度～2020年度」をとりまとめ、それまで抽出した問題点を改善するための活動内容をまとめている。

2021（令和3）年度以降は、年度事業計画に基づく毎年度の点検・評価、本協会の大学基準に基づく隔年の点検・評価の2種類を実施することとしている。

そのほか、各教員に対しては、人事考課において、教育、研究、管理・運営、社会活動等の項目について各教員の設定した重点目標に基づいて評価を実施している。

今後は、このような点検・評価、改善・向上に係るプロセスや経緯等を明確にすることが望まれる。

## 7 学生支援

### <概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

建学の精神及び「第三次中期構想」に基づき、全ての学生が学業に専念し、充実した学生生活を通じて看護専門職者として成長することを目的として、「学生支援の方針」を定めている。同方針では、修学支援・生活支援・進路支援・課外活動支援を学生支援の内容として、どのようにこれらの支援を行うか明記するとともに、保護者等との連携、学生支援の体制を明示している。同方針はホームページに掲載し、学内外へ周知している。

以上のことから、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

「学生支援の方針」に掲げた修学支援・学生支援・進路支援・課外活動支援を実現するために、学生部長のもと、「学生支援委員会」「学生キャリア支援委員会」「キャリア支援室」「健康管理センター」が中心となり、学生支援を組織的に行っている。また、委員会の構成員に事務職員を加え、教職協働を実践している。

修学支援については、学生の能力に応じた補習教育、補完教育として入学前教育（数学・化学・物理）を実施している。「入学試験委員会」からの受講結果のフィードバックをもとに、チューター教員は学生の個人指導に活用している。また、看護師となるために必要な基礎知識を習得するため、自由科目として「看護のための生物・化学」「看護教育のための数学」「看護教育のための物理学」を開講している。学生の修学に対する支援及び成績不振者、留年生の対応は、GPAが低い学生に保護者を交えた面接の実施、出席情報通知システムとポータルサイトの活用、オフィスアワーの設定、早期にチューター面接等を適切に行っている。しかし、中退率は全国大学平均の退学率（文部科学省調査）と比較して高い水準となっている。「教育支援・教学IR室」の分析から、理由は病気療養、学業低迷に起因する原因等が主であるとしているため、中退率の低下に取り組むことが望まれる。障がいのある学生に対しては、入学試験時から、入学後の対応まで、医療系大学の特徴を生かし、個別の配慮や学生及び保護者との面談等を実施し、適切な対応を行っている。また、教員に対してLGBT研修会等も実施し、学生の多様性に対応した生活環境の整備を行っている。

経済的支援については、日本学生支援機構をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生支援緊急給付金給付事業である「学びの継続」や、大学独自の「福岡看護大学看護職育成奨学金制度」等を運用し、修学継続のための支援を適切に行っており、利用している学生も多い。

生活支援は、「保健管理センター」と連携して健康診断、抗体検査、各種予防接種を実施し、学生に「健康管理帳」を配付することにより学生が安全に臨地実習を履行できる仕組みを整えている。また、健康状態に問題のある学生の配慮については、学生支援委員会と「保健管理センター」が連携して、個人情報保護を行いながら、健康状態スクリーニングを実施し、健康調査票の作成により、学生、保護者、実習施設等との情報共有を図っている。そのほか、心身の健康等への対応のため、同一法人に設置している福岡歯科大学、福岡医療短期大学と共同の学生相談室を設置している。ハラスメントについては、ハラスメント防止の体制を整えているが、2021（令和3）年度の「学生生活実態調査」により、ハラスメントを受けた学生や、相談窓口を知らない学生が一定数いたことが明らかになった。その対応として、相談窓口の案内掲示を既存の学生・入試課、学生ラウンジに加え、各講義室入口に掲示し、併せて全学生に学内ネットワークを通じて通知することで、ハラスメント防止に努めている。また、防災訓練、交通安全講習会、薬物乱用防止講習会等を実施しているが、全ての訓練・講習の学生出席率が非常に高い水準となっていることは評価できる。ただし、「学生生活実態調査」の回答を踏まえ、食堂・売店の充実やコピー無償化等の学生生活の改善・向上が図られているが、学生が要望した場合でも実現が不可能なことや対応できていない項目については、学生に対して

丁寧に説明することが望まれる。

進路支援では、学生ニーズに沿った就職・進学支援の充実を図るため、「キャリア支援室」を設置して支援をしている。4年間を通じた就職・進路支援活動として、基本的な進路に関する情報を集めた「キャリア支援ハンドブック」や、就職活動等のルールを含めた「就職支援の手引き」「就職支援に関する指導Q&A」を学生の就職・進学を支援するチューター教員と学生に対して配付している。学年に応じた支援も実施しており、2年次には、国内外の医療施設や企業で活動している看護師、助産師、保健師を大学に招き、学生が将来に向けたキャリアイメージを持たせるための企画を実施している。また、タイムマネジメント講座、トークン能力向上講座、就職活動スタート講座、インターンシップ講座、病院選考対策講座等、きめ細かい指導とICTを活用した進路支援も行っている。4年次生に対しては、「キャリア支援室」と連携し、履歴書作成、面接のポイントや小論文を作成するための講座を開催し、病院面接試験対策として、受験先の病院・施設別に個別体験型指導を実施している。求人情報及び選考試験情報（過去問題等）に関しては、「キャリア支援室」及び図書館で公開し必要時に利用できるように設置している。

サークル等の正課外教育については、2018（平成30）年度に開設したボランティア部が継続的に活動している。また、学校法人福岡学園が、県・市・自治組織、医療・保健・介護・福祉等の職能団体との連携を拡充して地域連携プラットフォームを形成しており、大学の特色を打ち出す取り組みを行っている。これらの各種ボランティア活動の参加学生数は2017（平成29）年度から2020（令和2）年度を通じて一定数おり、地域から好評を得ているほか、学生の満足度も高い。

以上のことから、学生支援の方針に基づき、学生支援の体制を整備して、学生支援を適切に行っていると判断できる。

**③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

2017（平成29）年度から2020（令和2）年度までは、毎年度、中期構想に基づく年度事業計画の達成状況について、学務委員会が点検・評価を行い、その内容を「自己点検・評価委員会」の委員長が「委員会活動実績報告書」にとりまとめている。2021（令和3）年度には、「福岡看護大学《現状と課題》—開学から完成年度を迎えて—2017年度～2020年度」をとりまとめ、それまで抽出した問題点を改善するための活動内容をまとめている。

2021（令和3）年度以降は、事業計画に基づく毎年度の点検・評価及び本協会の大学基準に基づく隔年の点検・評価を実施するとしている。

そのほか、修学支援、生活支援、進路支援ごとに点検・評価を行っている。修学支援では、年度末に4学年卒業時アンケートを実施し、その結果を分析して改善に

繋げている。例えば、1年次から3年次まで毎年、チューター教員を入れ替え、4年次に学生が行う統合実習に合わせた専門分野の教員をチューター担当にしていることに対して、教員・学生の双方から、毎年信頼関係の構築から始めなくてはならず指導や相談しづらい等の意見等があったことから、今後は、より学生本位なチューター体制の再整備を2022（令和4）年度に実施する予定である。

今後は、このような点検・評価、改善・向上に係るプロセスや経緯等を明確にすることが望まれる。

## 8 教育研究等環境

### <概評>

#### ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究等の環境に関する方針は、「第三次中期構想」に「病院棟・教育棟・講堂等の施設の計画的な改新築によって、教育研究診療施設の充実を図り、学園・地域の安全を確保する」と定めている。また、2021（令和3）年度には、「第三次中期構想」に基づいて、教育、研究の充実と発展を図るため「福岡看護大学教育研究環境整備の方針」を策定し、学生及び教職員が、安全・安心な環境において学修及び教育研究を進められるキャンパス整備の推進、図書施設及び学術情報サービスの充実、研究マネジメント体制の充実等を明示している。

「第三次中期構想」及び「福岡看護大学教育研究環境整備の方針」は、学内掲示板、学内広報誌、福岡看護大学ホームページに掲載しており、学生及び教職員が共有している。

以上のことから、教育研究等の環境に関する方針を適切に明示している。

#### ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

大学の校地面積、校舎面積は大学及び大学院設置基準を十分に満たしている。敷地内には、福岡歯科大学、福岡医療短期大学、福岡歯科大学医科歯科総合病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホームを併設している。「第三次中期構想」に基づき、2022（令和4）年度は、50周年記念講堂を完成させるとともに、今後は順次、老朽化した福岡歯科大学、福岡医療短期大学等の改築を予定している。

校舎には、講義室、セミナー室、情報処理実習室、実習室、情報図書館、「キャリア支援室」「保健管理センター」、学生相談室、売店等を備えている。学生数の増加、看護学研究科の開設にあたり、必要に応じて、校舎の増築や旧医科歯科総合病院の1階を大学院専用校舎として拡充するなどの対策を講じている。

学生の自主的な学習を支援するため、1階にラウンジと学習室、2階に学生ホー

ルとラウンジを整備している。くわえて、情報図書館内のグループ学習室、セミナー室、情報処理実習室は、授業の空き時間に自由に使用できるよう開放している。

バリアフリーへの対応としては、玄関、情報図書館、事務課の出入口の自動化、校舎・敷地内の段差の解消、廊下・エレベーター等の手すり、多目的トイレの設置により、全ての人が快適に利用できるよう配慮している。学園共用施設としては、グラウンド、体育館、トレーニング施設、テニスコート、射場があり、ラグビー場、サッカー場、野球場、テニスコートには夜間照明装置を備えている。

施設・設備等の安全及び衛生については、「福岡学園施設管理規程」「福岡学園固定資産及び物品管理規程」等の施設管理に関する規程を定め、警備員の配置、火災・盗難の予防措置、門限・立ち入りの制限等を明示するとともに、適切に運用している。

ネットワーク環境の整備については、学内LANサービスを提供しており、有線LANに加え無線LANも使用可能である。2018（平成30）年度からは、学生が自宅から学内LANシステムへアクセスできるよう、セキュリティ対策を備えたシステムに変更している。安心・安全な学内LAN環境を維持するため、ウイルス対策も講じている。不測の事態に備え、学内LANシステムの重要データについて、バックアップ体制も構築している。

学生及び教職員の情報倫理については、「福岡学園情報セキュリティポリシー」「情報端末等の取り扱いに関するガイドライン」等の規程を定めており、時代に即した内容へと改正も行っている。また、教職員に対しては、情報セキュリティ講習を実施しており、特に新規採用の教職員には、採用時に初級講座、翌年は中級講座の受講を促しており、高い水準の受講率となっている。初級・中級講座の資料、講習動画、試験問題の改訂も行っている。学生に対しては、新入生オリエンテーション、臨地実習前のオリエンテーション、情報リテラシーの授業において、事例を用いたグループワークなどを取り入れ、具体的なSNSの利用上の注意点等について、指導を行っている。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

情報図書館は大学1階に位置し、閲覧室、一定の座席数、複数のグループ学習室、複数のパソコンを備えている。開館時間は、学生の学習に配慮して適切に設定している。

図書及び学術雑誌の購入・収集は、「情報図書委員会」において、新刊看護学書、選定図書、学生・教職員のリクエスト図書、テーマ別重点収集（口腔ケア・口腔医

学関連図書)に分類して選書方針と予算を策定し、実施している。医学中央雑誌Web版については、併設の福岡歯科大学と相互利用を図っているが、学生、教職員の利便性を考慮し、今後、同時アクセス数等の契約内容の変更を検討している。そのほか、オンラインジャーナル含む複数の種類の学術雑誌と契約している。他の教育研究機関とは、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツを利用することで、学生の利便性を高めている。

情報図書館には、司書の資格を有した複数の職員が常駐しており、学生に適切なサービスを提供できる体制となっている。くわえて、学生は、併設の福岡歯科大学、福岡医療短期大学の情報図書館を利用することができる。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備え、適切に機能していると判断できる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

「第三次中期構想」で、「口腔医学を基盤とする研究レベルの向上とともに、全学的独自色を打ち出す研究事業を通じて先進的学術成果を社会へ発信する」ことを、研究に関する基本方針として定めている。また、「福岡看護大学教育研究環境整備の方針」では、「研究ブランド確立のため、看護学に口腔医学の観点を取り入れた研究に関する環境を充実させる」等、「第三次中期構想」に基づいた全学的方針を打ち出している。

教員に対する研究費の支給については、職位に応じた教員積算額、部門配分費の合算額を部門予算として各部門に配分している。部門費の年度末における残額は次年度への繰り越しが可能であり、高額な機器や備品についても、計画的な購入が可能となっている。

その他の研究費として、学長裁量経費予算から、「福岡看護大学共同研究費」として、全教員へ公募のうえ採択する研究支援制度を創設し、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度で一定の件数に配分している。全教員には、文部科学省科学研究費に応募することを義務付け、採択に向けたFD研修会として、「科研費獲得支援講習会」等を実施している。その結果、2021（令和3）年度は一定の申請数、採択数につながっている。

教員の研究室については、職位に応じて、適切な環境を整備している。また、共同研究室を共用し、教育・研究を遂行している。

教員の研究時間の確保に向けた取り組みとして、「福岡看護大学専任教職員研修派遣規程」により、海外での学会発表、国内での長期にわたる研究出張を可能としている。また、教員が研究を行うにあたり、大学長の許可を得て、あらかじめ定められた曜日ごとに学外で研修できる制度を設けている。



以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程は、「福岡看護大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」のもと、「競争的資金等の取扱いに関する規則」「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」「研究データの保存期間等に関する細則」を制定している。研究倫理に関する学内審査組織については、治療的研究以外の臨床研究は「倫理審査委員会規則」、動物実験等は「動物実験委員会規則」において、それぞれ必要な審査を行っている。

研究倫理を遵守した研究活動の推進に向けた取り組みとしては、競争的資金における「コンプライアンス推進責任者」として健康支援看護部門長、「研究倫理教育責任者」として副研究科長をそれぞれ任命している。コンプライアンス教育としては、福岡歯科大学のコンプライアンス推進責任者を講師として、全研究者及び公的研究費に関与する事務職員を対象に、コンプライアンス教育講習会を実施しており、受講者からの評価も高い。研究倫理教育についても、福岡歯科大学の研究倫理教育責任者を講師として、研究倫理教育講習会を実施している。これら講習会に参加できなかった対象者には、ビデオ講習を行うことで、全教員が受講できるよう配慮している。学部学生、大学院学生に対しては、各授業科目の中で、研究に関する倫理指針や「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学省）」について教授している。また、大学院1年次生に対しては独立行政法人日本学術振興会の研究倫理のe-ラーニングを受講し、修了させている。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2017（平成29）年度から2020（令和2）年度までは、毎年度、中期構想に基づく年度事業計画の達成状況について、学務委員会が点検・評価を行い、その内容を「自己点検・評価委員会」の委員長が「委員会活動実績報告書」にとりまとめている。また、2021（令和3）年度には「福岡看護大学《現状と課題》一開学から完成年度を迎えて—2017年度～2020年度」をとりまとめ、それまで抽出した問題点を改善するための活動内容をまとめている。

2021（令和3）年度以降は、「自己点検・評価委員会」が事業計画の達成状況を点検・評価し、次年度の計画に反映させているとしている。また、本協会の大学基準に基づく隔年の点検・評価を実施しているとしている。このサイクルをもとに改善・

向上に取り組んだ事例として、2022（令和4）年度から教員から要望が高かった学内メールを外部でも利用できるようにしたことが挙げられる。また、公的研究費の不正使用防止のため、毎年度、「体制整備等自己チェックリスト」に不備がある場合は必要な改善を行っている。

今後は、このような点検・評価、改善・向上に係るプロセスや経緯等を明確にすることが望まれる。

## 9 社会連携・社会貢献

### <概評>

#### ① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針として、6つの項目からなる「福岡看護大学社会連携・社会貢献の方針」を明示している。具体的には、「地域連携センターにおいて地域連携の在り方を体系的に整理し、地域連携推進戦略を策定するとともに継続的な地域貢献活動を行う」「医療に関わる人材を育成する大学として、看護学および保健医療福祉における多職種医療人への展開をはかり、健康長寿社会の形成に貢献する」等を方針に掲げている。

この方針は学部の教育目的の4つの特色を強く反映したものとなっている。また、研究科の目的の「高度な専門職業人の育成」についても上記の方針の中に反映しており、大学と研究科の目的を踏まえた「社会連携・社会貢献の方針」を適切に明示していると判断できる。この方針はホームページに掲載し、広く周知している。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると判断できる。

#### ② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

「福岡看護大学 社会連携・社会貢献の方針」に基づき、福岡県内の教育機関や地方自治体、地域の自治会組織・社会協議会組織等と連携した取り組みを多く行うなど、学外組織と適切な連携体制が整っている。

具体的な取り組みとして、2017（平成29）年度から公開講座、中学校・高等学校の職業体験、大学訪問の受け入れ、介護老人施設へのボランティア、清掃活動等を実施している。また、「介護老人福祉施設サンシャインプラザ」、福岡医療短期大学、校区住民が中心となって立ち上げた「かふえもりのいえ」活動に、2018（平成30）年度から参入し、地域支援を展開している。

口腔ケア教育・研修を、病院看護師及び患者を対象として実施している。例えば、

病院看護師を対象として、口腔ケアの実践を研修会によって教授するとともに、口腔ケア実践のためのエビデンスに基づいた知識・自信の状況を調査し、その成果を公表している。「病院看護師の口腔ケア研修」や「精神障がい者の口腔ケア研修」も実施している。

そのほか、地域貢献としては、地域での多職種連携ネットワークとして、福岡県福岡市早良区板屋地区住民健診を支援している。また、地域の自治組織活動や社会福祉協議会へのボランティア活動にも参加しており、地域の公民館のイベントにおいて、一般住民の「擬似障害者体験コーナー」の白杖歩行や車椅子体験等の介助、伴行に学生が参加した。学生が地域に貢献でき、地域住民と交流できる機会となり、今後も継続して参加する予定となっている。

これらの取り組みの一部は学生がボランティアとして参加しており、学生ボランティアの参加者総数は年々増加していることから、学生にボランティア活動が浸透していることがわかる。

そのほか、「看護国際交流委員会」が中心となり、国際交流事業にも参加している。具体的には、2018（平成30）年度には、学生の海外研修を行い、緩和ケアや多国籍国家の医療体制を学ぶ機会を作っている。2019（令和元）年度は、英国リバプール大学と国際交流協定を締結した。新型コロナウイルス感染症流行のために派遣及び受け入れは延期しているものの、学生の英語力を向上させるためE S S（English Speaking Society）クラブを支援し、国際交流活動を学生が自主的に行えるよう配慮している。国際交流推進のために、大学院の英語版のホームページを作成しており、今後グローバルな社会連携・社会貢献が期待できる。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を社会に還元していると判断できる。

**③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

2017（平成29）年度から2020（令和2）年度までは、毎年度、中期構想に基づく年度事業計画の達成状況について、学務委員会が点検・評価を行い、その内容を「自己点検・評価委員会」の委員長が「委員会活動実績報告書」にとりまとめている。また、2021（令和3）年度には「福岡看護大学《現状と課題》一開学から完成年度を迎えて—2017年度～2020年度」をとりまとめ、それまで抽出した問題点を改善するための活動内容をまとめている。

2021（令和3）年度以降は、「自己点検・評価委員会」が事業計画の達成状況を点検・評価し、次年度の計画に反映させているとしている。また、本協会の大学基準に基づく隔年の点検・評価を実施するとしている。

社会連携・社会貢献に関する取り組みのうち、福岡歯科大学と共同で実践したも

のについては、「地域連携センター運営会議」が点検・評価を行っている。大学独自で実施した取り組みに対して、参加者アンケートによる客観的評価も行っており、その分析・点検・評価は 2020（令和 2）年度までは法人企画課、2021（令和 3）年以降は「社会貢献推進委員会」で実施している。

今後は、このような点検・評価、改善・向上に係るプロセスや経緯等を明確にすることが望まれる。

## 10 大学運営・財務

### (1) 大学運営

#### <概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

建学の精神及び「第三次中期構想」に基づき、看護学に関する教育、研究の充実と発展を図るため、大学運営の方針として「福岡看護大学管理運営方針」を策定している。当該方針には、大学の管理運営、予算編成・予算執行、事務組織の運営、職員採用等に関する内容が盛り込まれている。例えば、大学の管理運営については、「学長は、教職員を統督し、本学の校務に関する事項について決定する」「法人は、医療・保健・福祉の総合学園として永続的に発展し、学問の進展と社会貢献に寄与するため、教育・研究・診療環境を整備し、経営並びに学長の選任に関して責任を負う」等を明示している。

同方針は、2021（令和 3）年度に開催された「FD・SD研修会」において教職員に説明するとともに、ホームページによる周知が行われている。

以上のことから、大学運営に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

寄附行為、学則等により、教学組織と法人組織の権限を示している。「福岡看護大学管理運営方針」により、法人は大学長の選任に関して責任を負うとしており、これに基づいて、「福岡看護大学長選考規程」により理事長を委員長として、適切な選考過程を経て大学長を選任している。

学則により、大学長の命を受け、大学教学運営に関する役職教員及びその職務を定め、「福岡看護大学役職教員選考規程」で役職教員の選考及び任期等に関する事項を規定しており、大学長が役職教員の推薦（理事長宛）を担い、大学長のリーダーシップを発揮しやすい教学運営の環境を整えている。教授会についても、大学長

のリーダーシップを基軸として、大学長の諮問機関としての教授会の権限と役割を学則及び「学長裁定」に適切に示している。

以上のことから、方針に基づき、大学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していると判断できる。

**③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。**

財務計画、予算基本方針、予算規則に基づき、各部署の予算作成責任者が予算要求書を作成し、財務課で精査したのち、常任役員で構成する予算会議（予算査定）で審議して予算案を作成している。予算案について、学外理事を加えた財務委員会・評議員会で意見を聞いた後に、あらかじめ評議員会でも意見を聞き、理事会で年度予算を決定していることは、私立学校法及び寄附行為の手續に沿っており、適切である。予算編成のフローチャートは予算作成経過を明確に示しており、ホームページにおいて事業計画・予算を掲出している。

予算執行については、「経理規程」「経理規程施行規則」「学校会計基準」等に即して、適正な処理を行っている。決裁権限基準については、「経理規程施行規則」に支出負担行為及び支出命令の決裁区分を規定している。予算の執行にあたっては、各責任者から回付された支払要求書、証憑書類及び会計伝票を財務課において精査のうえ、支出している（資料 10-(1)-19、資料 10-(1)-20）。また、毎月理事長に予算執行状況を報告するなど、透明性を担保している。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

**④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**

「組織規程」「事務分掌規程」「管理運営方針」等に基づき、大学の運営に必要な事務組織を編成している。なお、小規模法人であるため、法人本部は設けておらず、管理部門各課が法人業務を分担している。法人及び教学、事務局各課における業務の連絡調整を行い、事務の適正な処理・協働を図るため、「事務連絡会」を設置している。「事務連絡会」は構成員を理事長、専務理事、常務理事、歯科大学長、看護大学長、短大学長、病院長、事務局長及び事務局各課の課長、課長補佐としている。

職員の採用、昇任等について、「就業規程」及び「組織規程」に基づき、人事権限は理事長にあるとしている。昇任・昇格については、「人事考課規程」及び「給与規程」に基づき行っている。就職・IR・図書館関係の部門には、専門的な知識及び技能を有する職員を配置している。

2004（平成 16 年）度に人事考課制度を導入しており、「中期構想」等をもとに各職員が設定した年間目標の達成度等を踏まえ、その業績、意欲・態度、能力を評価

し、給与等の処遇、昇任等に反映・活用している。評価に際しては、自己評価、一次評価を経て、全学的な調整を図りながら二次評価を行っている。なお、評価結果は所属長より本人にフィードバックされ、能力の育成・活用を図っている。2013（平成 25）年度からは、事務局管理職員の任用制度として管理職任期制を導入している。管理職員は、新規任用あるいは再任時に任期を付され、人事考課についても、一般職員とは異なり考課対象期間において重点的に取り組んだ業務とその成果等の実績を提出のうえ、1次考課者である事務局長、2次考課者である理事長の評価を受けている。また、毎年、理事長面談を実施し、業務の進捗や課題とその対応策等を説明することとなっている。この任用制度は、管理職員としての意識を一層向上させるための取り組みとなっている。

教職協働に関しては、教学運営や、大学運営に関わる委員会のほぼ全てに事務職員を委員として参画させ、教職員が協働して学生の教育、支援に当たっている。また、「教育支援・教学 I R 室」及び「地域連携センター」は、教員と事務職員で組織している。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織は適切に機能していると判断できる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

「教職員研修計画」を立案し、階層別研修及び専門研修を実施するほか、私学関係団体及びその他の外部団体が主催する外部研修へも参加している。研修内容も多岐にわたっており、学内では採用時研修、若手・中堅職員研修、学生の多様性（LGBT）に関する研修、ハラスメント講習会や、コンプライアンス研修、内部質保証に関する理解を深めることを目的とした研修、合理的配慮が必要な学生への対応に関する研修を実施している。

このほか、職員のスキルアップ推進のために、「資格取得支援規則」を 2017（平成 29）年度に制定し、自らの資質向上を目的とした業務上有用な資格等を取得しようとする職員に対して、受験料等を支援している。

また、2021（令和 3）年度に「福岡看護大学管理運営方針」に「スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施」を明確に定め、大学として実施する研修の方針を教職員に周知している。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていると判断できる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を

もとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2017（平成29）年度から2020（令和2）年度までは、各種委員会が策定した目標及び活動内容、その活動内容の点検・評価を通じて、大学運営の適切性を点検・評価していた。点検・評価した結果に基づき、「福岡看護大学〈現状と課題〉-開学から完成年度を迎えて-2017年度～2020年度」をとりまとめている。

2021（令和3）年度以降は、事業計画に基づく点検・評価を通じて、大学運営の適切性を確認しており、今後は、本協会の大学基準に基づく隔年のPDCAサイクルを実施することとしている。

改善事例として、完成年度に理事長・大学長との協議の結果、教授及び教員数の調整の必要性から、部門組織の再編成を行ったことが挙げられる。また、3年次の授業科目には実践的な演習科目が多いことから、演習室の確保が困難であることを推定し、改築を行って実習室を増設した。事務組織に関する改善事例としては、教育研究の質の改善・向上と、教育研究に関わる事務業務の効率化を図ることを目的として、施設課を総務課へ編入し、総務課庶務係、教育・研究等支援係、アニマルセンター管理係を1つの課とする「教育研究支援課」を2021（令和3）年度に新設した。今後は、このような点検・評価、改善・向上に係るプロセスや経緯等を明確にすることが望まれる。

監査については、公認会計士による財務監査及び監事による監査に加え、「学校法人福岡学園内部監査規則」に基づき、内部監査室長を中心に内部監査を行っており、いずれも適切なプロセスで実施している。ただし、私立学校法、ガバナンス・コードにより、監事の責務としている法人の業務監査には教学監査が含まれるため、教学監査の具体的な手順等を定めることが望まれる。

## （2）財務

### <概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

法人の中・長期計画として、2017（平成29）年度から2022（令和4）年度までの「福岡学園第三次中期構想」を策定しており、「安定的な組織運営を継続するため、収入基盤の確立および効率的な組織運営による財務構造の改善を図り、病院棟・教育棟・講堂等の施設の計画的な改新築によって、教育研究診療施設の充実を図り、学園・地域の安全を確保する」ことを基本構想に明示している。同計画において、中期構想期間中の資金収支計画及び事業活動収支を見通しており、学生生徒等納付金の確保や外部資金の獲得による収入増、附属病院の収支改善等への取り組み等による財政基盤の強化のほか、キャンパス整備等を織り込んだ計画となっている。

また、2016（平成 28）年度の策定以降、大幅な計画の修正の必要性が生じなかったため、見直しは行っていないものの、2020（令和 2）年度の決算に基づき、新たに 2030（令和 12）年度までの財政シミュレーションを作成している。なお、2023（令和 5）年度からの中期計画では、新キャンパス整備計画の検討に伴う財務シミュレーションを作成する予定としている。これらのことを踏まえ、今後は、中・長期の財政計画作成時に具体的な財務指標等を設定することが望まれる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率について、「医歯他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、法人全体、大学部門ともに人件費比率が高くなっており、大学部門では教育研究経費比率は高くなっている。また、法人全体の事業活動収支差額比率は、附属病院建替以前の 2018（平成 30）年度までは平均より高くなっていたが、2020（令和 2）年度の病院建替に伴う処分差額の発生と医療経費の著増により、低くなっている。

一方、大学部門では、2020（令和 2）年度に完成年度を迎え、経常費補助金の交付が開始されたこともあり、事業活動収支差額比率が平均より高くなっている。また、貸借対照表関係比率では純資産構成比率は高く、「要積立額に対する金融資産の充足率」も高い水準を維持していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立している。

外部資金については、科学研究費補助金の申請予定者を対象とした説明会を毎年開催するとともに、恒常的に採択されている教員を中心に研究計画の指導を積極的に実施しており、科学研究費補助金の獲得金額は大きく増加傾向にある。今後とも取り組みを継続し、更なる成果につながることを期待される。

以 上



## 福岡看護大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称	
1 理念・目的	福岡看護大学看護学部設置の趣旨等を記載した書類	
	【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書 大学番号：307	
	福岡看護大学大学院看護学研究科看護学専攻 設置の趣旨等を記載した書類	
	福岡看護大学ホームページ「大学紹介 建学の精神」	
	CAMPUS MANUAL (学生便覧・シラバス)	
	令和4年度福岡看護大学学生募集要項	
	福岡看護大学学則	
	学校法人福岡学園 福岡看護大学ガバナンス・コード	
	福岡看護大学 共通編 実習要項(抜粋)	
	福岡看護大学ホームページ「大学紹介 教育理念」	
	福岡看護大学大学院学則	
	福岡看護大学 大学パンフレット	
	福岡看護大学ホームページ「大学院(看護学研究科)(育てる人材、教育研究上の目的、3つのポリシー)」	
	福岡看護大学大学院パンフレット	
	福岡看護大学ホームページ「学部紹介」	
	福岡看護大学ホームページ「大学等の設置に係る設置計画履行状況の開示について」	
	福岡学園第三次中期構想	
	福岡看護大学ホームページ「情報公開 財務情報」	
	第3回福岡看護大学開学準備説明会 会次第	
	福岡看護大学スタッフ会議規則	
	第1回看護学・口腔医学連携研究委員会議事録	
	対応部分の平成29年度、令和2年度シラバス	
	福岡医療短期大学保健福祉学科閉学科のお知らせ	
	2 内部質保証	福岡看護大学ホームページ「内部質保証の方針、体制及び手続」
		福岡看護大学自己点検・評価委員会規則
		福岡看護大学 現状と課題 一開学から完成年度を迎えてー 2017年度～2020年度
		福岡学園ホームページ「学校法人福岡学園 令和2年度事業報告の概要」
福岡看護大学FD・自己点検・評価推進委員会規則		
福岡看護大学の学修成果の評価の方針(アセスメントポリシー)		
2021年度 福岡看護大学組織図		
福岡看護大学大学院研究科専門委員会細則		
福岡看護大学看護学研究科教育向上推進委員会規則		
福岡看護大学教務委員会規則		
福岡看護大学学生支援委員会規則		
福岡看護大学学生キャリア支援委員会規則		
福岡看護大学自己点検・評価委員会議事録		
福岡看護大学第96回(持ち回り)教授会議事録		
第703回常任役員会議事録		
第459回学園連絡協議会議事録		
学校法人福岡学園第564回理事会議事録		
福岡看護大学 令和3年度FD・SD研修会資料「内部質保証が大学の未来を創る」		
福岡看護大学教授会運営規則		
福岡看護大学大学院研究科委員会運営規則		

2 内部質保証	<p>福岡看護大学教育支援・教学 IR 室規則</p> <p>福岡看護大学ホームページ「情報公開」</p>
3 教育研究組織	<p>学校法人福岡学園組織規程</p> <p>福岡看護大学委員会組織新旧対応図</p> <p>福岡看護大学委員会組織再編に係る規定等の改廃(案)および制定(案)について</p> <p>福岡看護大学大学院看護学研究科設置準備委員会要綱</p> <p>福岡看護大学大学院研究科委員会運営規則</p> <p>福岡看護大学情報図書館規程</p> <p>福岡看護大学情報図書館利用規則</p> <p>福岡看護大学情報図書館管理規則</p> <p>福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学 地域連携センター設置要項</p> <p>福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学 口腔医学研究センター規程</p> <p>福岡歯科大学医科歯科総合病院 日本医療機能評価機構認定証</p> <p>福岡歯科大学医科歯科総合病院規程</p> <p>介護老人保健施設サンシャインシティ運営規程(介護老人保健施設)</p> <p>介護老人保健施設サンシャインシティ運営会議細則</p> <p>社会福祉法人学会 特別養護老人ホーム サンシャイン プラザ運営規程等</p> <p>教科書「授業・演習, 臨床・在宅現場でも, すぐ使える! 看護で教える最新の口腔ケア」</p> <p>平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度福岡看護大学公開講座実施結果</p> <p>かふえもりのいえ活動記録</p> <p>2017 年度～2019 年度中学校・高校・職場体験(職業体験)・看護大学訪問</p> <p>福岡看護大学 モナッシュ大学(オーストラリア) 第 1 回海外研修報告書</p> <p>福岡看護大学・リバプール大学 国際交流協定</p> <p>第 694 回常任役員会 議事録</p> <p>福岡看護大学第 80 回教授会 議事録</p> <p>福岡看護大学第 32 回運営会議 議事録</p> <p>福岡看護大学科研費取得率の推移</p>
4 教育課程・学習成果	<p>福岡看護大学 大学院看護学研究科【修士課程 看護学専攻】大学院 学生便覧・シラバス(令和 3 年度)</p> <p>FD 研修会「ディプロマポリシーを踏まえた講義・演習・臨床実習の連動性と実習計画の検討」(2019 年 2 月 14 日開催)</p> <p>FD 研修会「ディプロマポリシーの達成の評価」(2021 年 6 月 24 日開催)</p> <p>「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」最終報告</p> <p>Campus Manual p12-13(カリキュラム・ツリー)</p> <p>Campus Manual「履修の手引き」卒業資格 p19</p> <p>Campus Manual「履修の手引き」授業科目 p8-11</p> <p>福岡看護大学履修規程</p> <p>福岡看護大学履修規程施行規則</p> <p>保健師養成課程履修申請者選考実施要領</p> <p>Campus Manual 各科目のシラバス 一部抜粋(well-being)</p> <p>看護学教育モデル・コア・カリキュラム 平成 29 年 10 月</p> <p>FD 研修会「本学のシラバスと看護学教育モデル・コア・カリキュラム: 経緯と現状」2018 年 1 月 23 日開催</p> <p>2021 年度 第 14 回 FD 研修会「新年度から開始となる新カリキュラムの在り方について教員全員が共通に理解を深める FD」報告書</p> <p>入学前教育について(2017 年度～2021 年度入学生への実施資料)</p> <p>プレイメントテスト</p> <p>国家試験対策模擬試験実施一覧</p> <p>Campus Manual シラバス「看護教育のための生物学・化学」「看護教育のための数学」「看護教育のための物理学」</p> <p>Campus Manual シラバス「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」</p> <p>Campus Manual シラバス「情報リテラシー」</p> <p>Campus Manual シラバス 倫理に関する主な授業科目 一部抜粋(看護倫理)</p> <p>実習要項 共通編</p>

4 教育課程・学習成果	2 年生 SNS・個人情報保護に関するオリエンテーション (学生用)
	新型コロナ対策会議 資料
	新型コロナウイルス感染症に関する行動ガイドライン
	Campus Manual シラバス「日常生活援助論演習」「well-being care」
	経験学習を基盤とした模擬実習型シミュレーションプログラムを受講した看護大学生の経験学習 (研究論文)
	第 1 期生 国家試験結果について (オープンキャンパス資料)
	国家試験対策年間計画表 4 年生ロードマップ (看護師)
	国家試験対策年間計画表 4 年生ロードマップ (保健師)
	2021 年度シラバス点検チェックシート
	2021 年度福岡看護大学実習協議会 報告書
	福岡看護大学 実習指導者会議 レジюме・会議録抜粋
	看護過程実習指導要項
	実習指導計画連携書 (看護過程実習)
	卒業論文集
	看護大学 1-2 階・増改築前後の平面図
	ゲストスピーカー招聘申請書抜粋
	福岡看護大学特待生規程
	福岡看護大学特待生選考細則
	福岡看護大学大学院 学位論文審査の手引き
	福岡看護大学大学院履修規程
	福岡看護大学学位規程施行規則
	2021 年 9 月教務委員会議事録
	福岡看護大学第 103 回教授会議事録
	教育支援・教学 IR 室分析：中途退学者の分析
	福岡看護大学学位規程
	福岡看護大学 G P A に関する実施要項
	基礎看護学実習 ポートフォリオ用 自由記載
	4 年間の学びの総括
	GPS-Academic について
	福岡看護大学令和 2 年度「学生による授業評価」報告書
	2021 年度第 1 回実習指導者会議 (福岡東医療センター) 及び 2021 年度看護過程実習まとめ 一部抜粋 実習指導者アンケート
	FD 研修会「基礎・看護過程からの領域実習への展開とそれぞれの臨地実習の関連性」2019 年 9 月 5 日開催
	福岡看護大学第 81 回・第 93 回教授会議事録
	福岡学園第 560 回・第 564 回理事会議事録
大学院授業評価アンケート	
看護大学シラバス 1・2 年生	
看護大学シラバス 3・4 年生	
2021 年度大学院便覧シラバス	
5 学生の受け入れ	令和 4 年度 (2022 年度) 福岡看護大学大学院 学生募集要項
	大学院進路説明会資料 (令和 3 年度福岡看護大学『大学院説明会』実施結果)
	福岡看護大学入学者選抜規則
	入学試験委員会議事録 (第 14 回入学試験委員会)、募集人数変更案内時の学生募集要項 (入学者選抜概要)
	学校法人 福岡学園 特待生制度・奨学制度等の運用について
	福岡看護大学看護職育成奨学金貸与規程
	説明会案内 (日本学生支援機構奨学金の説明会資料)
	福岡看護大学入学試験実施委員会細則
	令和 4 年度大学入学者選抜実施要項について (通知)
	福岡看護大学ホームページ 「大学院担当教員 (看護特別研究担当教員)」
	福岡看護大学大学院研究科専門委員会細則
	IR 資料 分析レポート概要と前提条件、入試区分別の成績評価、入試区分別国家試験合格率および得点率

5 学生の受け入れ	令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン
6 教員・教員組織	福岡看護大学ホームページ「求める教員像及び教員組織の編制方針」 教員組織、各教員が有する学位 新カリキュラム文科省申請業務担当者会議委員会議事録 学校法人福岡学園就業規程 学校法人福岡学園 福岡看護大学設置に伴う定年年齢の特例規則 福岡看護大学教員選考規程 福岡看護大学教育研究業績等審査委員会規則 審査対象一覧(AC 教員審査) 大学設置・学校法人審議会からの答申抜粋 FD 研修会一覧 共同研究費採択資料 研究テーマの取り組み及び目標シート作成 福岡学園 研究業績データベース 令和3年度第5回FD・自己点検評価推進委員会議事録 看護大教員用人事考課マニュアル
7 学生支援	福岡看護大学ホームページ 「学生支援の方針」 キャリア支援室の役割 福岡看護大学チューター教員規則 ハラスメント防止ガイドライン_福岡看護大学 COVID-19 ワクチン人員配置表(接種支援) 2021年度看護大防災訓練計画・報告・学生用災害対策マニュアル 交通安全、接遇、薬物乱用防止講習会(2017-2020) 性犯罪防止研修テキスト 学問先取りプログラム個人票(面談シート) / サキドリプログラム概要 2021年度学生キャリア支援年間計画 4年間ロードマップ 学生入試課・キャリア支援室ガイダンス等ロードマップ 2021年度 4年生支援 国家試験対策指導要領 ティーチング・アシスタントの拡充 ボランティア部規約 平成30年度ボランティア部活活動計画と記録(抜粋) 健康まるごと福岡学園実施概要、学生ボランティア参加者合計数(2017-2020) チューター教員面接回数 学生支援ポータルサイト / 申し送り機能 出席情報通知システム(メールによる通知) 学生支援記録及びメールによる面談通知 令和3年度教員別オフィスアワー設定表 2017-2021年中途退学者の分析(2021/10/06時点のデータ分析結果) 2017-2021年休学者の分析(2021/10/07時点のデータ分析結果) チューター制度における体制見直しについて チューター教員マニュアル 学生交流会 学生募集要項.P3.受験上の配慮(身体障害の問題を抱える学生対応) 発達障害等の問題を抱える学生の配慮(健康状態調査、面接記録、議事録) こころの調査による学生支援(評価・運用基準) 精神疾患等の修学上の問題を抱える学生の対応(面接記録) SD研修会「学生の多様性(LGBT)」 福岡看護大学配置図(多目的トイレ) 奨学制度等紹介ページ 日本学生支援機構奨学金(選考資料・実績) 福岡看護大学入学時学納金納付猶予申請書 学生支援緊急給付金の募集・実績(第1次から第3次)

7 学生支援	福岡看護大学学生後援会会則
	福岡看護大学学友会会則・会議事録
	福岡看護大学同窓会会則
	定期健康診断について(2年生～4年生)
	健康管理帳
	学生保健年間計画(健康診断・ワクチン、その他)
	2021年度1年～3年のインフルエンザ ワクチン接種
	対面授業の開始に向けた感染対策の基準
	新型コロナウイルス感染症影響下における臨地実習に関する大学方針(改定)
	医療環境の維持と安全な実習遂行のため確認事項(福岡看護大学)
	実習受け入れ要件に対するPCR検査実施計画 及びPCRキット使用予定表
	2021年度学生支援委員会スケジュール(健康状態スクリーニング計画)
	健康状態調査票
	学校法人福岡学園個人情報保護規程
	健康状態調査票取扱いについて
	メンタルスクリーニング(こころの調査)
	2021年度 学生実態調査の結果概要
	ハラスメント講習会(パワハラ・アカハラ等防止について)報告書
	学生支援一覧、学生相談室案内ポスター(QRコード)
	学校法人福岡学園危機管理規程
	福岡看護大学災害対策マニュアル
	消費者教育 出前講座
	安全研修 web (ICTを利用)
	2021年度学生キャリア支援委員会スケジュール
	キャリア支援ハンドブック
	進路支援の手引き
	就職活動支援に関する指導について(指導Q&A)
	令和3年度学生進路ガイダンス1～2年実施報告
	「看護の仕事を知る！」産業看護師編(クリニカルスペシャリスト)
	看護学生のためのタイムマネジメント講座
	トーキング能力向上講座
	就職活動スタート講座
	インターシップ講座
	病院選考対策講座
	2021年度病院合同就職説明会
	就職・進学への情報伝達交流会(4年から下級生)
	学生のWeb環境調査
	2020～2021年度内定病院一覧
	部活動について(クラブ・サークルリストと顧問)
	2017～2019年学生実態調査結果概要
	学生要望に関連する改善
	2020年度1期生卒業時アンケート調査結果概要
	4年生へのキャリア支援(就職・進学)に関するアンケートまとめ(学生・教員)
	遠隔授業実施に係る通信機器等の整備に伴う無利子貸付制度について(ご案内)
	IOTを利用した遠隔授業(福岡学園教育システム:Moodle)
	IOTを利用した遠隔授業(Zoom)
	学生支援のためのMoodle操作マニュアル
	COVID-19感染防御に関する教育の概要(Moodle)
	分散登校計画(登校基準)に沿った時間割
	8 教育研究等環境
内部ネットワーク不審通信検知機導入について	
学外データバックアップ概要	
アクセスポイント配置概略図	
福岡市福祉のまちづくり条例・特定施設工事完了届出書	
学校法人福岡学園施設管理規程	

8 教育研究等環境	学校法人福岡学園体育施設管理運営規則
	学校法人福岡学園固定資産及び物品管理規程
	福岡看護大学情報図書館規程
	福岡看護大学情報図書館図書管理規則
	福岡学園情報セキュリティポリシー
	情報端末等の取り扱いに関するガイドライン
	重要情報漏洩等対応マニュアル
	コンピュータウイルス対策等情報セキュリティに関するマニュアル
	情報セキュリティ講習(初級)及び(中級)案内
	学生便覧・シラバス及び SNS・個人情報保護に関するオリエンテーション配付資料
	図書、資料の所蔵数及び受入状況(福岡学園全蔵書)
	2021年度福岡看護大学図書購入区分及び選書方針
	電子図書所蔵一覧
	学術雑誌一覧
	図書館利用案内
	第38・39・40回日本看護科学学会学術集会：交流集会 演題採否のお知らせ
	令和3年度 福岡歯科大学FD研修「科研費獲得支援講習会」実施報告
	令和3年度科学研究費助成事業助成金採択状況
	「看護と口腔医療」2018～2021年表紙
	福岡看護大学専任教職員研修派遣規程
	令和3年度 研究助成金一覧
	福岡看護大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針
	福岡看護大学競争的資金等の取扱いに関する規則
	福岡看護大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規則
	福岡看護大学 研究データの保存期間等に関する細則
	令和3年度「コンプライアンス教育講習会」及び「研究倫理教育講習会」等実施報告書
	福岡看護大学ホームページ「情報公開 競争的資金の取扱い」
	コンプライアンス教育講習会理解度アンケート集計表
	研究不正を防止するための研究倫理意識の向上理解度アンケート集計結果
	学校法人福岡学園 倫理審査委員会規則
	「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学遺伝子組換え生物使用の安全確保に関する規則」他
	R3体制整備等自己評価チェックリスト
	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト(R3年度版)
	9 社会連携・社会貢献
福岡看護大学公開講座案内(2017年～2019年)	
健康まるごと福岡学園 campus news	
近隣施設の多職種との生涯研修プログラム実施計画	
附置組織 介護老人保健施設、介護老人福祉施設のイベント ボランティア数	
近隣地区のイベント ボランティア数	
野芥学習支援「作って食べよう土曜昼」 ボランティア数	
福岡ラグアースクリーンアップ ボランティア数	
病棟看護師対象 口腔ケアの実践研修	
入院患者様向け口腔ケア研修	
多職種の口腔ケアに対する認識と看護職との連携についての意向調査	
日本看護科学学会交流集会参加PP	
星の原 コミュニティカレッジ	
地域活動と社会貢献(シラバス)	
非常勤講師_外部委員まとめ	
キャラバンメイト活動	
板屋地区住民健診実施要領	
ミニふれあい祭り社協参加イベント計画書	
令和元年度福岡看護大学公開講座実施結果	
令和元年度福岡看護大学公開講座 受講者アンケート	

10 大学運営・財務 (1) 大学運営	福岡看護大学ホームページ 「管理運営方針」
	学内広報誌 NewSopia
	福岡看護大学学長選考規程
	学校法人福岡学園寄附行為
	福岡看護大学役職教員選考規程
	令和3年度看護大学部門等予算
	福岡看護大学学長裁定(学部)
	福岡看護大学学長裁定(研究科)
	理事長面談日程表
	職員意向調査
	事務職員の行動指針
	常任役員会議事録(求める職員像)
	学校法人福岡学園令和3年度消防計画書
	学校法人福岡学園防火・防災管理規程
	学校法人福岡学園公益通報に関する規程
	令和3年度予算基本方針
	学校法人福岡学園予算規則
	予算編成のフローチャート
	学校法人福岡学園経理規程
	学校法人福岡学園経理規程施行規則
	学校法人福岡学園事務分掌規程
	学校法人福岡学園事務連絡会規則
	学校法人福岡学園課長会規則
	学校法人福岡学園人事考課規程
	学校法人福岡学園給与規程
	学校法人福岡学園事務局管理職員の任期等に関する規則
	各種委員会名簿
	令和3年度教職員研修計画
	学校法人福岡学園資格取得支援規則
	令和3年度公認会計士の監査計画
	学校法人福岡学園監事監査規則
	学校法人福岡学園監事会開催結果について
	学校法人福岡学園内部監査規則
	役員等名簿
	職員募集要項
	令和3年度SD実施報告書
	学校法人福岡学園 令和3年度事業計画
	令和4年度事業計画
	規程集
	10 大学運営・財務 (2) 財務
令和2年度決算書(貸借対照表)	
学校法人福岡学園資金運用規程	
受取利息・配当金収入(特定資産等)の推移	
財務計算書類(6カ年分)	
財産目録(5年分)	
監事による監査報告書(6年分)	
公認会計士による監査報告書(6年分)	
5カ年連続財務計算書類(様式7-1)	
その他	0617_FD・SD研修会一覧(参加率入力後)
	0711_財政シミュレーション

福岡看護大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	第四次中期構想制定スケジュール（案）
	フェイスシート(多職種連携シート)
	「高齢者の住み慣れた地域での生活を支援できる実践能力」と「口腔から全身への健康支援ができる実践能力」の成果ポートフォリオ(実習協議会報告)
	口腔健康科学シラバス
	口腔機能援助論シラバス
	学生の口腔ケアの認識・意識の調査結果
2 内部質保証	自己点検・評価委員会メンバー一覧表
	令和3年度達成目標_210520__(002)
	令和3年度達成目標の作成について (参考資料) 事業計画比較_210222 全体 MS
	2017年度委員会報告まとめ
	2018年度委員会報告まとめ
	2019年度委員会報告まとめ
	2020年度委員会報告まとめ
	2019年度委員会報告まとめ(具体例 シラバス第3者チェック)
	(参考資料)事業計画比較_200225 全体 MS (具体例 第3者シラバスチェック)
	令和2年度達成目標_200610(看護大)(具体例 第3者シラバスチェック)
	2020年シラバスチェック表
	学校法人福岡学園 令和3年度事業報告の概要
	R4.3.10 自己点検評価委員会議事録
	「委員会報告書点検・評価」「改善報告書」「現状報告」マニュアル
	20210107 第11回入試委員会議事録、20211014 第6回入試委員会・第6回実施委員会合同議事録
	20211209 第8回入試委員会議事録
	20220512 第2回入試委員会議事録
	20220609 第3回入試委員会議事録
	20210617FD プレゼン資料(DP評価)配布用
	DPを意識していますか?第二弾202203(FD研修)
	1と2に関連するFD委員会議事録
	2022年度授業アンケート
	2022年度シラバス簡易版点検チェックシート(大久保担当)
学校法人福岡学園 令和3年度事業計画	
3 教育研究組織	2021年度委員会報告に対する点検・評価報告
	第694回常任役員会 20210209 資料12
	第80回看護大学教授会 20210212 資料6及び資料7
	第558回理事会 20210216 別紙5
	福岡看護大学第32回運営会議 20210218 資料5
	第697回常任役員会 20210323 資料15
	第694回常任役員会 20210209 資料20
	第80回看護大学教授会 20210212 資料6
	福岡看護大学第32回運営会議 20210218 資料6
	第81回看護大学教授会 20210224 資料12
	第697回常任役員会 20210323 資料16
4 教育課程・学習成果	福岡看護大学実習委員会規則
	R3.8.10 教務委員会議事録(定期試験等受験資格.履修判定)
	R3.8.10 第100回教授会議事録(定期試験等受験資格.履修判定)
	R4.2.9 教務委員会議事録(卒業判定.保健師課程試験要領)
	R4.2.14 第0116回教授会議事録(卒業判定.保健師課程試験要領)
	R4.3.3 教務委員会議事録(退学.成績・進級判定)



4 教育課程・学習成果	R4.3.7 第118回教授会議事録(退学・保健師課程履修者選考・成績・進級判定)
	科目評定の分布状況調査結果(03-2020年度_科目ごとの成績評価分布_t2)
	2021年度卒業2期生_卒業時アンケート_HP版
	新カリ 1年シラバス【最終版】_0408
	新カリ 2年シラバス【最終版】
	新カリ 3年シラバス【最終版】
	新カリ 4年シラバス【最終版】
	新旧シラバスチェックシート
	看護大学シラバス1・2年生
	看護大学シラバス3・4年生
5 学生の受け入れ	合理的配慮を含む入学試験監督者説明会の日程
	20191219 第10回入試委員会議事録
	20200115 第11回入試委員会議事録
	20210210 第12回入試委員会議事録一部抜粋
	20210330 第14回入試委員会議事録
	20210408 第1回入試委員会議事録一部抜粋
	学生募集要項.P3.受験上の配慮(身体障害の問題を抱える学生対応)
6 教員・教員組織	福岡看護大学教員選考に関する資格細則
	FD研修会 動画視聴とアンケートのお願い
	福岡看護大学 令和3年度FD・SD研修会資料「内部質保証が大学の未来を創る」
	福岡看護大学ホームページ 「求める教員像及び教員組織の編制方針」
	学内広報誌 NewSopia
	福岡看護大学学長裁定(学部)
	福岡看護大学教員選考規程
	福岡看護大学教育研究業績等審査委員会規則
	福岡学園人事考課マニュアル(福岡看護大学教員用)
	研究テーマの取り組み及び目標シート作成
7 学生支援	2019～2021年学生講習会(内容・日程等)
	性犯罪から身を守るための防犯対策性犯罪から身を守るための防犯対策
	2019～2021年度防災訓練報告書(参加率等)
	2021年度_新入生オリエンテーションスケジュール
	こころの調査結果と対応
	学生便覧(第Ⅲ部大学生活の手引き)のQRコード
	食堂利用案内
	コピ-無償化(利用案内と利用方法)
	お礼のメール ミニふれあい祭り参加ボランティア学生の概況について
	地域活動と社会貢献活動から得た学び
	まるごと福岡学園まとめ(抜粋)
	オーラルケア28(にいはち)プロジェクトの推進について
	オーラルケア28(にいはち)プロジェクトアクションプラン
福岡看護大学学友会会則	
ハラスメント講習会(パワハラ・アカハラ等防止について)報告書	
8 教育研究等環境	自己学習施設収容定員(看護大学)
	R04_常駐警備服務実施計画書
	衛生委員会議事録
	看護大情報セキュリティ講習受講状況(過去3年分)
	改善例 講義室ディスプレイ及び学生ホール椅子増設
	学生への対応 2017実態調査自由意見への回答
	学園・情報図書館利用統計(過去3年分)
	令和3年度看護大学部門等予算
	助教研究室4階平面図
	海外研修派遣一覧表(平成29年度～令和元年度)

8 教育研究等環境	学外許可申請書一覧（平成 29 年度～令和 3 年度）
	福岡看護大学 令和 3 年度 FD・SD 研修会資料「内部質保証が大学の未来を創る」
	福岡看護大学ホームページ 「教育研究環境整備の方針」
	学内広報誌 NewSopia
9 社会連携・社会貢献	【令和元年度田村校区夏祭り】地域連携センターを通じての学生募集メール 2019 年 7 月 10 日
	中学生高校生大学訪問（職場体験）調整のメール 2019 年 10 月 16 日・17 日福岡雙葉中学 2 年
	福岡看護大学社会貢献推進委員会規則
	福岡看護大学看護国際交流委員会細則
	福岡看護大学国際交流推進委員会規則
	福岡看護大学モナッシュ大学（オーストラリア）第 1 回海外研修報告書
	福岡看護大学・リバプール大学 国際交流協定
	ESS 学友会紹介資料
	ESS クラブ Zoom 交流会
	福岡看護大学・大学院 HP（英語バージョン）
	星の原カフェ 2019. 6. 15（学生参加）
	高齢者口腔と身体フレイル調査の学生協力
	3R2 かふえ定例会（3 回目）議事録と看護大学生実施予定が含まれた年間計画
	入院患者様向け口腔ケア研修
	福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学_地域連携センター設置要綱
	平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度 福岡看護大学大公開講座実施結果
	かふえもりのいえ活動記録
2017 年度～2019 年度中学校・高校・職業体験（職業体験）・看護大学訪問	
10 大学運営・財務 （1）大学運営	FD 企画書
	FD 研修会スケジュール
	2019 年度第 9 回スタッフ会議通知書
	実地資料 10-4_2020. 6. 24FD 研修会課題メール
	「口腔医学を取り入れた看護教育実践の課題解決に向けた方略」【意見交換】
	令和 2 年度第 2 回 FD 研修会報告書
	看護と口腔医療第 3 卷
	共同研究費成果報告書（2019 年度、2020 年度）
	第 20 回教授会議事録
	令和 3 年度監事会開催通知
	令和 3 年度決算監査、同年度下半期の監査実施状況について
	令和 4 年度監査計画書
	令和 3 年度監査結果報告会開催通知
	学校法人福岡学園経理規程施行規則
10 大学運営・財務 （2）財務	決算概要(2017-2021)

## 福岡看護大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
1 理念・目的	福岡看護大学学則
	第 139 回教授会議事録 221020
	第 734 常任役員会議事録 221107
	第 581 回理事会議事録 221115
	福岡看護大学学則の変更について（届出）